

# 岐阜市立芥見小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定  
平成30年4月改訂  
令和 元年8月改訂  
令和 2 年4月改訂  
令和 3 年4月改訂  
令和 4 年4月改訂  
令和 5 年4月改訂  
令和 6 年4月改訂  
令和 7 年4月改訂

## はじめに

ここに定める「岐阜市立芥見小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、日常の道德の授業やよさ見つけの活動、毎月の「いじめを見逃さない日」や各学級で作成した「いじめゼロ宣言」への取組、そして、児童会を中心とした「いじめの克服」に向けた活動など、学校いじめ防止プログラムに基づいて、いじめ防止に対する意識を高めるとともに、いじめを「しない、させない、みのがさない」実践的態度の育成をめざし取り組んでいる。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え

### （1）定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### （3）いじめの解消

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて指導をし、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

#### (4) 基本認識

学校は、集団での活動を通して児童たちが成長していくところである。集団の中には多様な児童がおり、一人ひとりが違った見方や考え方をもっている。そのため、日々の営みの中で様々な問題や課題が生まれ、人をうらやましく思ったり、見下げたりすることがあり、それを行動に移して人を傷つけてしまう場合がある。よって、「いじめ」の問題は、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る、極めて身近な問題なのである。

そこで、すべての教職員が学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止、対応に当たる必要がある。

①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの児童にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、児童たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

#### (5) 学校としての構え

### **かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～**

#### **【児童への4つの約束】**

- |                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 どの子も全力で応援する                    | →誰も一人ぼっちにさせない       |
| 2 いつでもどんな相談も聞く                   | →どんなことも受け止める        |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する        | →いじめはみんなで必ず止める      |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応に努め、すべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により、いじめ問題への対処を行い、児童を守る。

そのために、本校教職員は、上記の4つの約束をする。そして、いじめられた子の立場に立って指導にあたる。事案（疑わしき事案）が起きたら、その日のうちに解決に向けて動き出し、教職員で情報共有、丁寧な事実確認をし、支援・指導、見届けを行う。また、これからのことを明らかにし、必要に応じて学級活動や学年集会等を行い、いじめは許さないという意識をさらに高めていく。

#### (6) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止のための取組に協力するよう努める。

## **2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）**

いじめを防止するには、一人ひとりの自己肯定感等を高めるよう、お互いを認め合う雰囲気をつくり出すことが大切である。本校では特に「4つのじまん：思いやり あいさつ 掃除 外遊び」を中心に下記のことを全校体制で取り組む。

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等)
  - ・児童一人ひとりが「分かった」「できた」という達成感を味わうことができる授業づくり
  - ・仲間と考えを深め合う場の設定による「聞く・話す」を重点とした仲間を大切にする授業づくり
  - ・「朝のあいさつ活動」を通してお互いの絆を深める取組など、児童会による主体的ないじめ防止に向けた取組の工夫と充実
  - ・縦割り活動等の異年齢集団での活動の工夫と充実
  - ・よさ見つけ等による学級への所属感の向上や自己有用感を高める取組の充実
- (2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)
  - ・問題行動等に即時に組織的に立ち向かう教師の姿
  - ・全教職員の共通理解・行動に基づいた約束・ルールに関わる指導
  - ・「いじめ対応フロー」「4つの約束」「いじめとは」などのいじめ未然防止に係る校内掲示
  - ・教師によるよい姿の位置付け・価値付け・方向付けと児童相互のよさ見つけ
  - ・望ましい人間関係を築く活動の工夫と意図的な位置づけ
  - ・「ここタン」や各種アンケート、教育相談等、児童の声に耳を傾ける体制づくり
- (3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)
  - ・ひびきあい週間、いじめ防止強化週間、いじめを見逃さない日などの取組を通して、自分自身の差別意識や偏見を見つめ、自ら解決に向けて行動しようとする子を育てる人権教育の実践
  - ・相手の立場を考えたり思いやったりする心を育む道徳教育の実践
  - ・ブロック人権研修、校内研修など、教職員の人権感覚を高める計画的研修の実施
  - ・SOSの出し方、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育など、生命尊厳への教育の実践
- (4) すべての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)
  - ・「掃除」等による仲間のために行動するよさや喜びを体感できる指導
  - ・「外遊び」等による学級の仲間意識の向上を図る工夫
  - ・学校行事や児童会・委員会活動を通して児童の主体的行動を促し、自治の意識を高め、自己肯定感を育む活動の工夫
  - ・対話を伴った小集団活動の充実
  - ・いじめ対策監を中心とした様々な啓発活動の推進
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(情報リテラシーの育成)
  - ・外部講師や学校職員による情報モラル教育の取組
  - ・教職員研修の充実
  - ・保護者や地域の方に向けての発信

### 3 いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。また、教職員間で児童に関わる情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集していく。

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
  - ・傍観者にならないための対応について指導する。(「SOSの出し方教育」、SOSの相談先の紹介)
  - ・いじめ発生時の対応演習(ロールプレーイング)に取り組む学級活動を位置付ける。
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
  - ・いじめアンケートと情報提供アンケートでは、スマート連絡帳等で周知を図り、記名式、自宅での記入で、保護者からの情報も含め、周りの目を気にせず落ち着いて記入できるようにする。
  - ・「ダブルチェック」を基本とした複数の教職員でアンケートの確認をする。
  - ・「ここタン」や児童の日記、保護者からの連絡帳、毎日の児童の行動観察等により、早期発見に努める。
  - ・「報告・連絡・相談」を欠かさず行い、全校体制で連携して行動する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・ いじめ対策監による見守り活動（校内巡視）を随時行う。
- ・ いじめの疑いがある事案については、いじめ対応のフロー図に則り、適切かつ迅速に「学校いじめ防止等対策推進会議」（校内会議）で情報を共有し、対応を検討する。
- ・ まずは、行為を受けた児童の被害性に着目し、傾聴と共感に基づいた辛さや不安に寄り添った対応を該当児童との関係性が深い職員を中心に行う。
- ・ 関係児童に個別に丁寧な聞き取りをして、十分な情報共有を行い、確固たる事実の特定をする。

(4) 教育相談の充実

- ・ アンケートを基にした教育相談を定期的に行うとともに、日頃より児童理解に努める。
- ・ 教職員から児童に声かけを行い、対話を大切にすることで児童との信頼関係を築く。
- ・ 不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的な教育相談を行う。
- ・ 担任だけでなく、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員、養護教諭等、誰にでも相談できる環境づくりに努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・ いじめ防止に関する研修を計画的に位置づけ、教職員の資質向上を図る。
- ・ 組織的対応の徹底を図り、学校組織で判断する。
- ・ 児童理解に努め、教職員間で情報を共有し、統一した指導を全校体制で行うように努める。
- ・ 生徒指導上の問題は、職員打合せ等で、全教職員間で情報を共有する。
- ・ 主観的理解と客観的事実を区別した事実確認を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 学校のいじめ防止基本方針をPTA総会資料、学校ホームページに掲載し、周知徹底を図る。
- ・ 日頃より学校で見られた児童のよさを保護者に伝え関係づくりを図るとともに、保護者からの相談事は真摯に受け止め、保護者と共に考え、家庭と学校が同じように指導できるように努める。
- ・ 事案が発生した場合は、当事者、保護者同士が納得のいく事実認定と指導を行うように努めるとともに、被害者側の安心感の確保への最大限の努力、加害者側の成長の見届けなど、保護者と共にいじめの解消に向けて取り組んでいけるよう保護者との前向きな協力関係づくりに努める。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・ 学校だけの問題とせず、教育委員会へ直ちに報告するとともに、チーム学校として、警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等、関係機関との連携を大切にする。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を確認し、状況に応じて警察等の関連機関と連携して解決を図る。

#### 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

（法の規定を踏まえ、構成委員を明確にして設置すべき組織について）

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例:第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有

- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実行的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。ただし、学校の実情に応じて、校内会議により方針を確認し、会を開くこととする。

学 校 職 員:校長、教頭、いじめ対策監、主任いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、特支主任、養護教諭、該当担任  
 学校職員以外:PTA 会長、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

### 「芥見小学校いじめ防止プログラム」

| 月  | 取 組 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備 考       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)、及び「いじめ克服」への決意と取組の説明</li> <li>・学校便り、学校ホームページ等による「方針」等の発信</li> <li>・教職員研修会の実施(前年度の実態と対応等の引き継ぎ、今年度の方針の伝達、いじめ事案発生時の組織的対応の在り方等について)</li> <li>・教師による「よさ見つけ」(児童への視点の提示)</li> <li>・個別懇談(保護者との二者懇談)</li> </ul> | 「方針」の確認   |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会の紙面に「方針」の掲載</li> <li>・生徒指導事例研の実施</li> <li>・スクールカウンセラーによる「SOSの出し方教育」の実施</li> <li>・学校運営協議会で「方針」の説明</li> <li>・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む)</li> <li>※校内関係者のみによる校内会議は4月当初より随時実施</li> </ul>                                         |           |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止強化週間」の取組(6月24日～7月3日)</li> <li>・なかよし(縦割り)活動の開始</li> <li>・児童向けネットいじめ研修</li> <li>・いじめアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>                                      |           |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめについて考える日」 7月3日</li> <li>・第1回「教職員取組評価(学校評価アンケート)」</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業</li> <li>・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り)</li> </ul>                                                                                                      | 第1回県いじめ調査 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修会(ネットいじめ・教育相談)</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                      |           |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別懇談(保護者との二者懇談)</li> <li>・いじめアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>                                                                                                 |           |

|     |                                                                                                                                                                                                               |                              |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・ホームページ等による取組経過等の報告</li> </ul>                                                                                                            |                              |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止月間」の取組(児童会の取組等)</li> <li>・児童向けネット研修</li> <li>・児童会キャンペーンの取組</li> <li>・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む)</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> </ul>                                 |                              |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」の取組(児童のいじめ防止対策の発表)</li> <li>・「教職員取組評価(学校評価)アンケート」</li> <li>・人権教育に関する講演会</li> </ul>                                                                           | 第2回県いじめ調査                    |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け</li> <li>・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り)</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul> |                              |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会の取組のまとめ</li> <li>・第3回「いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む)</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>                                                         |                              |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価)</li> <li>・方針、いじめ対応フローチャートの見直し</li> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>                                                                        | 第3回県いじめ調査<br>問題行動調査<br>(文科省) |

## 6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法第23条に基づいて明示)

### 【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携のもと、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。(背景に迫る！)

- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は毎日、校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

#### 【大まかな対応順序】

※別紙フロー図参照

#### (2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

#### 【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 7 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

### 8 個人情報の扱い

#### ①個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂参照）

#### ②指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

#### ③校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。